

第 3 回 座間味村議会定例会

第 2 日 目

9 月 27 日

平成25年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月26日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 議	平成25年9月27日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成25年9月27日 午後1時48分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	大 城 晃		
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	6 番	宮 里 清之助		
会 議 録 署 名 議 員	2 番	金 城 勝 英	3 番	金 城 善 昇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	公 営 企 業 課 長	宮 平 正 則
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	金 城 英 隆
	政 策 調 整 監	垣 花 健	教 育 課 長	野 崎 進
	総 務 課 長	宮 平 真由美		
	住 民 課 長	宮 平 壮一郎		
	産 業 振 興 課 長	宮 村 英 美		

平成25年第3回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（平成25年9月27日午前10時00分開議）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		提出議案の説明（議案第38号～議案第48号まで）
3	議 案 第 3 8 号	平成25年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について
4	議 案 第 3 9 号	平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
5	議 案 第 4 0 号	平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
6	議 案 第 4 1 号	平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について
7	議 案 第 4 2 号	平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
8	議 案 第 4 3 号	平成25年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
9	議 案 第 4 4 号	平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
10	議 案 第 4 5 号	平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
11	議 案 第 4 6 号	座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について
12	議 案 第 4 7 号	座間味村船舶使用料徴収条例を廃止する条例について
13	議 案 第 4 8 号	座間味村有償バス運行条例の一部を改正する条例について
14	議 案 第 4 9 号	座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について
15	報 告 第 2 号	平成24年度健全化判断比率の報告について
16	報 告 第 3 号	平成24年度資金不足比率の報告について
17	報 告 第 4 号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について
18	報 告 第 5 号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について
19	発 議 第 1 4 号	県産品の優先使用に関する決議について
20	発 議 第 1 5 号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について
21	発 議 第 1 6 号	道州制導入に断固反対する意見書について
22	発 議 第 1 7 号	県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議について
23	発 議 第 1 8 号	米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議について
24	発 議 第 1 9 号	「消費税増税中止を求める意見書」について

○ 議長（中村秀克）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 金城勝英議員及び3番 金城善昇議員を指名します。

日程第2．議案第38号から議案第49号までの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

詳細につきましては、後ほど各担当から説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。
議案第38号

平成25年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

議案第39号

平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

議案第40号

平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

議案第41号

平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

議案第42号

平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

議案第43号

平成25年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

議案第44号

平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

議案第45号

平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

議案第46号

座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について

座間味村職員定数条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村包括支援センターの業務を強化し介護予防事業を推進するためには保健師を安定的に確保する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第47号

座間味村船舶使用料徴収条例を廃止する条例について

座間味村船舶使用料徴収条例（1950年8月7日条例第5号）を廃止する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村船舶使用料徴収条例が必要でなくなった時点で条例を整理し、廃止すべきであったが行われていないため、この度条例を廃止するものである。

これが、本議案を提出する理由である。

座間味村船舶使用料徴収条例を廃止する条例について

座間味村船舶使用料徴収条例を廃止する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村船舶使用料徴収条例が必要でなくなった時点で条例を整理し、廃止すべきであったが、行われていないためこのたび条例を廃止するものである。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第48号

座間味村有償バス運行条例の一部を改正する条例について

座間味村有償バス運行条例（平成22年6月11日条例第9号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

村唯一の陸上交通である地域公共交通バスは年間をとおして住民に利用されているが、料金が割高であるため利用者に負担が生じている。住民の経済的負担の軽減を図るため、条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第49号

座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について

座間味村船舶運航事業条例（1968年1月10日条例第1号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

過年度において、船舶更新時の船舶名変更、運航時間変更、内航路船の新機航路運航等があったが、現条

例中において見直しがなされていない個所があるため、条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

以上です。よろしくお願いいたします。

続きまして、各担当から補正予算について説明をさせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

一般会計につきましては、私のほうから説明をさせていただきます。

平成25年度座間味村一般会計補正予算（第2号）

平成25年度座間味村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158,899千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,958,567千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		867,839	12,978	880,817
	1 地方交付税	867,839	12,978	880,817
11 使用料及び手数料		45,001	162	45,163
	2 手数料	5,484	162	5,646
13 県支出金		517,823	19,303	57,126
	2 県補助金	473,052	19,303	492,355
16 繰入金		92,082	8,764	100,846
	1 特別会計繰入金	1	8,764	8,765

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰越金		1	112,139	112,140
	1 繰越金	1	112,139	112,140
18 諸収入		11,467	772	12,239
	4 雑入	11,447	772	12,219
19 村債		100,100	4,781	104,881
	1 村債	100,100	4,781	104,881
歳入合計		1,799,668	158,899	1,958,567

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		39,411	666	40,077
	1 議会費	39,411	666	40,077
2 総務費		350,665	113,042	463,707
	1 総務管理費	283,524	111,295	394,819
	2 徴税費	8,227	1,497	9,724
	3 戸籍住民基本台帳費	51,617	250	51,867
3 民生費		133,963	3,791	137,754
	1 社会福祉費	114,580	3,019	117,599
	2 児童福祉費	19,368	772	20,140
4 衛生費		134,348	8,568	142,916
	1 保健衛生費	90,002	7,868	97,870
	2 清掃費	44,346	700	45,046
6 農林水産費		229,642	2,408	232,050
	1 農業費	16,739	△13	16,726
	2 林業費	24,504	226	24,730
	3 水産業費	188,399	2,195	190,594
7 商工費		84,609	6,231	90,840
	1 商工費	84,609	6,231	90,840
8 土木費		345,685	22,439	368,124
	1 土木管理費	9,901	239	10,140
	2 道路橋りょう費	163,030	4,228	167,258
	3 河川費	9,677	517	10,194
	5 下水道費	52,476	1,662	54,138
	6 住宅費	83,190	16,540	99,730
	7 空港費	23,002	△747	22,255

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		102,530	374	102,904
	1 消 防 費	102,530	374	102,904
10 教 育 費		185,334	1,380	186,714
	1 教 育 総 務 費	67,775	△3,400	64,375
	2 小 学 校 費	30,276	3,600	33,876
	3 中 学 校 費	34,647	581	35,228
	4 幼 稚 園 費	19,781	457	20,238
	6 保 健 体 育 費	22,398	142	22,540
歳 出 合 計		1,799,668	158,899	1,958,567

第2表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 34,000	証書借入 又は 証券発行	% 年6%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。	千円 38,781	証書借入 又は 証券発行	% 年6%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。

特別会計については、担当課長のほうから説明いたします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

おはようございます。きょうもよろしく申し上げます。私のほうから国保会計についての御説明をさせていただきます。

平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度座間味村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,952千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173,717千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		1	15,952	15,953
	1 繰越金	1	15,952	15,953
歳入合計		157,765	15,952	173,717

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		7,710	247	7,957
	1 総務管理費	7,676	247	7,957
2 保険給付金		73,897	8,000	81,897
	1 療養諸費	63,065	3,000	66,065
	2 高額療養費	8,700	5,000	13,700
3 後期高齢者支援金等		25,510	209	25,719
	1 後期高齢者支援金等	25,510	209	25,719
4 前期高齢者納付金等		7,047	571	7,618
	1 前期高齢者納付金等	7,047	571	7,618

款	項	補正前の額	補正額	計
6 介護納付金		10,940	871	11,811
	1 介護納付金	10,940	871	11,811
11 諸支出金		3	4,035	4,038
	1 償還金及び還付加算金	3	4,035	4,038
12 予備費		1	2,019	2,020
	1 予備費	1	2,019	2,020
歳出合計		157,765	15,952	173,717

以上で国保会計歳入歳出補正予算の御説明とさせていただきます。

引き続き、後期高齢、これは議案第40号になります。

平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成25年度座間味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,693千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	495	496
	1 繰越金	1	495	496
歳入合計		8,198	495	8,693

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		8,133	495	8,628
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,133	495	8,628
歳出合計		8,198	495	8,693

私のほうから、国保と後期高齢について説明させていただきました。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

では私のほうから、まず航路事業について説明いたします。

平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,363千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ519,309千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月26日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		498,944	10,140	509,084
	1 運航収入	492,840	9,000	501,840
	2 営業収益	2,900	1,140	4,040
2 繰越金		1	10,223	10,224
	1 繰越金	1	10,223	10,224
歳入合計		498,946	20,363	519,309

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		411,183	△6,632	404,551
	1 旅客費	7,470	△1,627	5,843
	5 燃料潤滑油費	161,912	2,200	164,112
	9 船費	237,741	△7,205	230,536
2 営業費用		73,460	13,231	86,691
	3 船舶備船料	2,081	600	2,681
	5 店費	64,872	12,631	77,503

款	項	補正前の額	補正額	計
6 予備費		500	5,000	5,500
	1 予備費	500	5,000	5,500
8 諸支出金		1	8,764	8,765
	1 繰出金	1	8,764	8,765
歳出合計		498,946	20,363	519,309

船舶に関しては以上です。

続いて議案第42号、簡易水道事業特別会計補正予算に移ります。

平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,356千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210,091千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月26日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		59,916	6,336	66,252
	1 繰入金	59,916	6,336	66,252
7 繰越金		1	20	21
	1 繰越金	1	20	21
歳入合計		203,735	6,356	210,091

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		151,162	6,356	157,518
	1 営業費	151,162	6,356	157,518
歳出合計		203,735	6,356	210,091

簡易水道に関しては以上です。

続きまして、下水道会計。

平成25年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度座間味村の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,680千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,929千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月26日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		52,476	1,662	54,138
	1 繰入金	52,476	1,662	54,138
5 繰越金		1	18	19
	1 繰越金	1	18	19
歳入合計		73,249	1,680	74,929

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		39,826	1,680	41,506
	1 下水道事業費	39,826	1,680	41,506
歳出合計		73,249	1,680	74,929

下水道会計については以上です。

続きまして議案第44号、座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算です。

平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度座間味村の漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,530千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月26日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		13,436	△14	13,422
	1 繰入金	13,436	△14	13,422
6 繰越金		1	14	15
	1 繰越金	1	14	15
歳入合計		18,530	0	18,530

以上です。

もう一つ、議案第45号、座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算。

平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

平成25年度の座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,044千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月26日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		4,378	△13	4,365
	1 繰入金	4,378	△13	4,365

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		1	13	14
	1 繰越金	1	13	14
歳入合計		5,044	0	5,044

以上となります。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

議案第46号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案第46号

座間味村職員定数条例の一部を改正する条例

座間味村職員定数条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条（1）中「31人」を「32人」に、（4）中「55人」を「56人」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

保健師の対応を考えておきまして、今回、定数条例の変更を提出させていただきました。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

座間味村船舶使用料徴収条例を廃する条例について。

議案第47号

座間味村船舶使用料徴収条例を廃止する条例について

座間味村船舶使用料徴収条例（1950年8月7日条例第5号）を廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

内容としましては、新旧対照表のほうでわかりますけれども、古い条例が残ったままになっておりまして、今現在、たかつきという船がありませんので、廃止することにいたします。

続きまして、議案第48号 座間味村有償バス運行条例の一部を改正する条例について。

議案第48号

座間味村有償バス運行条例の一部を改正する条例

座間味村有償バス運行条例（平成22年6月11日条例第9号）の一部を次のとおり改正する。

第5条第1項中（5）の次に次の1項を加える。

（6）村長の使用料減免の許可のある者を追加する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

では、議案第49号にいきます。

議案第49号

座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について

座間味村船舶運航事業条例（1968年1月10日条例第1号）の一部を次のように改める。

第2条第2項中 フェリーざまみ・クィーンざまみ を 貨客船フェリー・高速船 に改める。

第2条第3項中 たかつき、かしま を 内航路船 に改める。

第5条中 別表第1から別表第3まで を 別表第1 に改める。

第9条第1項（1）運航回数中 フェリーざまみ を 貨客船フェリー に クィーンざまみ を 高速船 に 内航路1, 460 を 内航路船2, 190 に改める。

同条同項（2）発着時刻を次のように改める。

（2）発着時刻

① 貨客船フェリー

期間	運航日	泊	阿嘉		座間味		阿嘉		泊	備考
		発	着	発	着	発	着	発	着	
1月 1日～ 3月 31日	毎 日	10:00	11:30	11:45	12:00	14:00	14:15	14:30	16:00	
4月 1日～ 6月 30日	毎 日	10:00	11:30	11:45	12:00	15:00	15:15	15:30	17:00	
7月 1日～ 8月 31日	毎 日	10:00	11:30	11:45	12:00	16:00	16:15	16:30	18:00	
9月 1日～ 9月 30日	毎 日	10:00	11:30	11:45	12:00	15:00	15:15	15:30	17:00	
10月 1日～ 12月 31日	毎 日	10:00	11:30	11:45	12:00	14:00	14:15	14:30	16:00	

② 高速船

期間	運航日	泊	阿嘉		座間味		阿嘉		泊	備考
		発	着	発	着	発	着	発	着	
1月 1日～ 5月 31日	毎 日	9:00			9:50	10:00	10:10	10:20	11:10	
		15:00	15:50	16:00	16:10	16:20			17:10	
6月 1日～ 6月 30日	毎 日	9:00			9:50	10:00	10:10	10:20	11:10	
		16:00	16:50	17:00	17:10	17:20			18:10	
7月 1日～ 8月 31日	毎 日	9:00			9:50	10:00	10:10	10:20	11:10	
		13:00	13:50	14:00	14:10	14:20			15:10	
		16:00			16:50	17:00	17:10	17:20	18:10	
9月 1日～ 9月 30日	毎 日	9:00			9:50	10:00	10:10	10:20	11:10	
		16:00	16:50	17:00	17:10	17:20			18:10	
10月 1日～ 12月 31日	毎 日	9:00			9:50	10:00	10:10	10:20	11:10	
		15:00	15:50	16:00	16:10	16:20			17:10	

③ 内航路船

便		座間味	阿嘉	阿波連	阿嘉	座間味
		発	着・発	着・発	着・発	着
1便		7:45	8:00	—	—	8:15
2便		8:30	8:45	9:05	9:25	9:40
3便		11:45	12:00	—	12:15	12:30
4便		14:30	14:45	—	—	15:00
5便		15:30	15:45	16:05	16:25	16:40
6便	4月～10月	17:30	17:45	—	—	18:00
	11月～3月	17:20	17:35	—	—	17:50

第14条第2項を削り、第3項を第2項に改める。

別表第1（第5条関係）を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

1 旅客運賃（旅客船兼自動車渡船）

貨客船フェリー	2等運賃
泊～座間味・阿嘉	2,120円
阿嘉～座間味	200円
泊～座間味・阿嘉往復	4,030円
座間味・阿嘉～泊往復	3,610円

2 旅客運賃（高速船）

高速船	2等運賃
泊～座間味・阿嘉（急行）	1,020円
座間味～阿嘉（急行）	100円
泊～座間味・阿嘉（片道）	3,140円
泊～座間味・阿嘉（往復）	5,970円
座間味・阿嘉～泊（往復）	5,340円

3 旅客運賃（内航路船）

内航路船	運賃
座間味～阿嘉（片道）	300円
座間味～阿波連（片道）	700円

別表第2（第5条関係）、別表第3（第5条関係）、様式第1号（第14条関係）及び様式第2号（第14条関係）を削除する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第3．議案第38号 平成25年度座間味村一般会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

一般会計の補正予算で質疑を行います。まずは10ページ、この中の総務費の一般管理費、給料に（遡及）というのがありますね。それから15ページ、商工費の観光費に給料（遡及）というのがあります。これの説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの大城議員の質疑に対してお答えいたします。これは、初任給の算定の誤りに伴う遡及分でございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

初任給の誤りということは、例えば該当者が2人いて、2人とも初任給が算定ミスだということですか。

1人ずつの勤務年数を教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

総務課のほうに計上しております職員は3年8カ月、商工観光費に計上しております職員は5年2カ月となっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

この間、初任給が算定ミスで、勤務年数の間の遡及だと思われませんが、これが発覚した原因は何ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

今回、ラスパイレスのことが問題になっておりまして、個人、個人のラスパイレスを出したところ、ラスパイレスが極端に低い職員が2人おりまして、精査したところこのような結果になりました。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

私たちが以前にラスパイレスの問題で特別委員会を設けて調査したときに、この2人が議会でも発覚されておりました。勤務年数の割には低い、初任給に問題があるんじゃないかということであったんですけども、もうこの2人以外にはそういうことはないんですか。それから発覚して、その算定の際のミスはどういうふうに、今、措置されるおつもりなんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

今、調べた時点ではこの2人で初任給の算定ミスはないと思われまして。この2人の職員に関しましては、給料を正当な額に戻して支給することになっております。1人はもう支給しております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

採用時点で初任給の算定ミスがあったという、算定した職員、算定した担当課、どういった処置がなされているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

算定した課は総務課となっております。当時の職員に関しては、また別の形ではありますが、懲戒委員会にかけております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

いや、別の形は私知りませんが、この算定ミスに関しては懲戒委員会の対象になっているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

この件にはなっておりません。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

話をそろそろ整理します。こういった初任給の算定ミス、そして予算上、遡及というのは大変大きな過ちだと思います。もちろんそれを遡及してただすのは職員のためには公平、公正にいいと思うんですけども、ただこれを、算定ミスしてこのまま続けてきたことは、やっぱり初期の段階に問題があります。それが発覚と言ったらおかしいんですけども、そういったミスを、過ちを犯した職員に対しては、先ほど総務課長が懲戒委員会がないというようなことですけども、それは、別の話はどうでもいいんですよ。もっと大きい問題があるかもしれません。ただし、この時点で、この遡及を行うこと、ということは初期の算定ミスがあるわけですね。これは処分の対象にならないんですか。もう 1 回お聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑にお答えいたします。その件も含めて精査していきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

懲戒の内容には幾つもありますよね。いわゆる口頭による指導から最高は免職まで、その段階で何らかの処分をしないといけないと思うんですけども、これは精査するだけでの答弁でいいんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑ですが、今回の初任給の算定の誤りがどのような形で懲戒に当たるかどうかは精査する必要があると思えますので、もう少し時間をかけて精査していきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

議会でこういった議論はとつても、議事録にも残したくないぐらいなんですけれども、もちろんこれから先の長い職員のことです。遡及をしてあげるのは当たり前の話、だけれど、さっきから言っているのはこういった初期の段階が、後で大きなことになるということを重々注意なりをしていただきたいと思います。そしてその注意そのものが懲戒委員会で与えられたものも、注意ということの懲戒内容となると思えますのでよろしくをお願いします。立ったついでにもう 1 点よろしいですか。

これは産業振興課、15 ページ、水産業費の中の阿真漁港遊具移動工事とありますね、説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

水産業費の阿真漁港遊具移動工事について説明します。これは阿真港の拡張工事が10月から始まります。それに伴って、現在港内にある遊具類を移動して、子供たちの安全確保を図る必要がありますので、そのための予算として計上しております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

この阿真の改修工事、今、答弁では10月からということでしたけれども、阿真の区民が申し合わせ事項で、工事前に子供たちの安全策をとってちょうだいと言っていたのを聞いています。着工は何月何日ぐらいで、この遊具の移動はいつぐらいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まず工事着工は10月中旬には予定しております。この遊具の移動につきましては、今議会で通り次第、早急に移動したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

阿真の住民が一番懸念しているのは、やっぱり安全なんですね、だから移動の際にもぜひ話し合って、どういった場所にどういった配置をするということで十分配慮していただきたいと思います。私の質疑はこれで終わります。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

今さっき、同僚議員から給与関係であったわけでございますけれども、この遡及というのは、例えば国のほうから給与の改定、いろいろなものがあって、初めて、遡及というのはよくあるわけですね、これは皆さんよくわかると思うんですが、今みたいに、これは執行部の大きなミスですよ。これは何年前からのものかお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

総務課の職員は3年8カ月前、商工観光課の職員は5年2カ月前です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これは今の問題は、例えば初任給の過ちだということなんですけれども、普通は考えられないわけですね。なぜ考えられないかという、給与を査定するときは、あらゆる給与査定、計算をして、この人はこれだけの履歴があつてこうだということで一応上げるわけですね。それを村長が決裁して初めて何号給、何号俸という。だから今、例えば給与表が変わる、5から8に変わる。5級から8級に変わるとか、こんなときのミス。移動のミスだったら考えられるわけですね。だけれども、当初からのものというのは本当に絶対考えられないわけですよ。だからこんな大きなミスがあつてですよ、これは5年間さかのぼってあげるわけですよ。

5年間の分を、例えばあらゆるものですよ、職員手当とか合わせていくわけですよ。だから、これは今までこのようにして、何で5年間もわからないで、そしてまたその本人も、私はこれだけの経験があって、何で同僚は同じ年に入るとか、同じようにあって、何で私は少ないかという異議申し立てもないのもまた珍しいですよ。これは絶対考えられない話なんです、本当であれば。これは5年先のものというのは、今は、前は10年一昔、今は5年一昔になっているわけなんです。だからこんなものが今さら出てくるというのは、もう私としても考えられない話なんです。だけど、今回このようにして過ちがあったということが出てきてはいるんですけども、やはり前の執行部の皆さんの大きな失態なんです。だからこれは、本当であれば責任をとってもらわないと。ただ簡単に金があるから計上するとか、こんなものじゃないですよ。だからこれが、議会というのあらゆるものをチェックして、これが正当かどうかというのを決めるのが議会ですから、5年前のものを今から持ってきても、そのときの責任はだれにあるかというのも、責任問題もくるわけですよ。だからこういったものは、今後、もうこれ本当に恥ずかしい話ではあるんですね。遡及というのは、今みたいに、給与の改定があって、4月からさかのぼってあげなさいという、法的なものでしたらだれも何とも言いませんよ。だけど、このようにして何百万も、みんな合わせても400万円余るわけですよ。そこでまた甚だしいのは一般の職員の給与が140万円余り来ていますよね、一般の給与。これは前は、初給は190万円余りですけども、一般の給与の146万円まで上がってきていますよね。これは、今何カ月間、4月からスタートして、今何カ月間でしよう、何でこの146万円も給与のミスがあるかというのは、これはもう本当に考えられないわけですよ。これ簡単のようだけれども、当初予算の給与というのは1回やったら、本当は計上できないんですよ、給与というのは。なぜかという、定昇がいくら、今の現行が幾ら、これだから何名ということもう決まっているんですよ、給与というのは。だけど今みたいに、新しく採用する、異動があった場合は各所からマイナスになってこう来るのが当たり前ですね。例えば140万円のところだったら、前のところはマイナスになるのが当たり前だけれども、マイナスになっていないんですよ。職員の異動においても。非常に高い給与を取っている人が総務に来た場合は、来たところは減になるのが本当じゃないですか。これ減に何もなっていないですよ、どこも。ただ計上すればいいというようなものじゃないんですよ。140万円余りの給与とは大変ですよ。だからこれは当初の計上が悪かったのか。こういうところはちゃんとしっかりと、計上する前にもう一度ちゃんとチェックしてやってもらいたいと思います。一応は終わりたいと思います。

それからあと1点、19ページの教育費関連のものでですけども、空調が312万円上がっているんですけども、これはどこのものかお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

ただいまの質疑にお答えします。これは座間味小中学校です。職員室と図書室とコンピューター室です。職員室は築16年になります。よく長持ちしたなと思います。4機ですね。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

今までは何も入っていなかったんですか。入っていたけど、新しくやるということですね。ついでに、立っているあれでなんですけども、当初予算で200万円の教員住宅の補修の事業が入っています。これは執行していますか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

間違いなく執行しています。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これは私が聞きたいんですけども、先生方が住んでいるところ、雨が降ったら雨漏りして、こういうところで余儀なく過ごしているということを耳にしたんですね。だからこれは、本当に執行しているわけですね、もう何でもないわけですね。はい、これで終わります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

まず14ページです。ごみ収集車の修繕費について40万円なんですけれども、これは段ボール回収の…、すみません、お聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

衛生費のごみ収集車両の修繕費なんですけど、現在、座間味クリーンセンターで使用していますパッカー車なんですけど、これが今、再度のガイドフローラーのふぐあいによって収集が不能となっております。そういうことで現在、資源ごみとして輸送している段ボールがヤードの半分を覆っているということで大変支障を来しておりますので、早急に修繕が必要ということで計上しております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

実は先週、私も行って、このように段ボールが山積みになっていて、どうなっているのかなと思ってそのことを確認したかったものですから。ちなみに、これは資源ごみなので、年間でどのくらいの段ボール、古紙を含めて、ざっくりで構いません。量、金額ですね。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

古紙、段ボールについては、年間6,000キロ、収入にすると約40万円前後だと思います。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。十分回収ができる金額ですので、早急に直していただいて、早目に段ボールをどかしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

15ページ、観光費です。多言語観光案内サイン整備事業なんですけれども、これはどのような看板、サイン、内容で、いつごろ設置予定でしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これは補助事業になりますが、現在、村内に設置しています、ビーチや展望台、あるいは集落内の名称等の誘導案内標識の言語をですね、英語、中国語、韓国語で表示して、外国人観光客の利便性を高めて、受入態勢の強化を図りたいということで進めていきます。事業はそうですね、来月中です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。これはじゃあ、新たに設置するのではなくて、既存の場所に差しかえみたい感じになるということですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

既存の標識を取りかえる部分と、新たに設置する部分、現在、14カ所を予定しています。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変よくわかりました。阿嘉の同僚議員からもよく、阿嘉島における案内板の件が質問出ていますので、ぜひその辺もしっかりと配慮して設置していただきたいと思います。

次に16ページですね。外来植物根絶事業委託、これは400万円なんですけれども、こういった内容、事業ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

外来植物根絶事業で400万円計上しておりますが、実はこれ、一括交付金の、今回、座間味村の全体の事業で予算算が400万円ありました。これはやっぱり賃金としても使える、外来植物根絶事業の予算を増加して、住民雇用に努めていきたいということでこの事業に追加をしております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。これは私、見ている限りでは、いわゆるモクマオウの伐採とか、そういった事業になるということですね。やはり事業が根絶という名前がついていますので、よく根っこのほうだけ残っているのがよくあるんですね、上だけ切られてですね。あれは下まできれいにとれば、その場所も有効活用ができると思うので、実はあれ、切株だけ残っていても何の利用価値もないです、その場所はですね。しっかりと根絶をよろしくお願ひします。

あと17ページ、公営住宅関連なんですけれども、これは阿佐地区に予定している住宅だと思うんですが、これは入札が終わったのかと、着工がいつごろになるのかお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これについては、まず今回の1,640万円なんですけど、これは阿佐地区の公営住宅の予定箇所、ポーリ

ング調査を行ったところですね、土壌が非常に軟弱なため、杭打ち工事の追加がありましたので、今回計上しております。現在、設計が入っているところでして、事業実施については11月初旬ぐらいになるかなと思います。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

これは業者も決定しているということですか、入札も済んで…。はい、よくわかりました。ありがとうございます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、宮里議員からも質疑がありましたけれども、外来植物根絶事業の件ですが、最近、阿嘉漁港のほうでモクマオウが積まれているんですよ。あれは昨年の事業で村道沿いの切ったもの、山に放置していたものを今下ろし始めていますけれども、今後、漁港内の積んであるものをどう処分するのか、予定がありましたらお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これについては、阿嘉だけではなくて、座間味島もそうなんですが、確かに伐倒したモクマオウを1カ所に積み上げて、今、置いている状況なんですが、特に阿嘉については、港のすぐ近くで見栄えもちょっと気になるなというところなんですが、以前に金城議員からも提案がありましたが、実はこれは別の市町村で、これを必要としている、廃材として回るようですので、その辺で処理できないか、こちらから持ち出して処理できないか、それを検討していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これ以前にもお話は申し上げたことはありますけれども、このモクマオウでも、ソウシジュでも小さいうちは直径10センチ、20センチでしたら適当な長さに切って炭がつかれるんですよ、ああいう木。ところがああやって枯れてしまったり、大木になってしまうとそれができないと、不可能だということで、今、枯れてしまっていますからね、木材というか、まきとしては非常にいい状態であるんですよ。このまま置いておきますと、あと1年ではほとんどがシロアリの巣になってしまうのではないかと。また港ですから、高速船、フェリーやら、お客さんが入ってきます。そうすると目の前にそういうのが積まれているということは、廃材と一緒にですから、早く処分をするということですね、前に、先ほど課長の話もありましたけれども、他市町村でそういうものを必要としているところ、私も確かにわかります。そういうところは、こっちは必要ない、処分しないといけない。でも相手方は必要であると、だからどううまく譲り合いができるかというのは、早目に話し合いをして処分するように。今からはっきり言いますが、この根絶事業はまだまだ続くはずですから、恐らく1,000トン、2,000トンの木は出てくると思うんですよ。いざ事業をやりました、処分ができませんでは話になりませんので、早目に、担当課長である間に、次、4月からはどこの課にいくかわかりませんので、担当課長である間にその話は進めてください。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

16ページです。全く同じで在来植物に関するの質疑なんですけど、金城善昇議員のほうから、漁港のほうに結構山積みされているということで、モクマオウがありましたけれども、ちょっと私も毎日見ているものですから、ちょっと気になっているんですけども、一括交付金を使うとしても、会計検査の対象になりますよね。これは当初、最初は4,000万円以上組んでいますので、そして補正で400万円組んでいますけれども、会計検査の対象の部分に完璧に入っている可能性がありますので、そしてなかなか他市町村にそんな項目は余り入っていないと思うんです、目立つ可能性があります。そしてこの写真管理、数量管理、そういうものはちゃんと徹底してやっておかないと、すごい怖いものがあると思うんです。二、三日前に他市町村で、これは全く別の事業ですけども、3,000万円ぐらい返還金求められている事業がありましたよね。そういうことがないように、ぜひ気をつけたほうがいいんじゃないのかなと私は思っています。特にああいう広いところに目立つように置いている部分がありますから、その辺はちょっと管理的にも重々管理して、この会計検査の対象に、しっかり準備したほうがいいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

多言語の観光案内の看板設置というところがありますけれども、本当の多言語にしてくださいね。最近テレビでやっていましたけれども、東京の道路標識が多言語にするということでやったのはいいけれども、実際はただ単にローマ字になっているだけで、それを読んだ人たちが意味がわからないという、多言語になっていないということがありますので、ただローマ字だけで済ませようとしなくてください。国会前という漢字があって、下にローマ字で書いたものだから、読んでいる人は意味がわからないと、「KOKKA I」とは何なんだということになっているらしいです。だからこっちも、その国で使っている言葉というか、役場なら役場で、その表示のやり方があると思いますので、そういうものは本当にチェックしてやってください。それと看板の形状とか、今、港の中でわけのわからない、何百万円もかけたわけのわからない看板もありますけれども、阿嘉の港にもありますよ。島の中を案内するように看板をつくらせたら、何かダイビングポイントとかクジラが出るところ…、船から降りて見る看板にしてはおかしい看板ができていますので、その辺もつぐらす前にチェックを入れてください。そうしないと金の無駄遣いになりますよ。

あと先ほどの遡及の話もちょっとだけ触れましょうね。特別委員会をつくってやったときにもラスパイレスの問題で非常に問題になりましたけれども、こういうように遡及という形で文字を入れる必要があるのかどうか。この辺、ちょっと疑問だなと思いますね。それと今、財政が、黒字決算が常に出ているので、何か座間味村は余裕があるなど思われている節がかなりありますけれども、こういう地方公務員の給与削減を国が提言したんですけども、座間味村と那覇市だけはノーということの回答があったということで新聞に掲載していましたけれども、地方交付税のカットにつながるようなおそれがあるというか、そのものがこういう小さいことだと思っているかもしれませんが、こういうものが膨らんでいって記事になると、座間味村は余裕があるんだ、じゃあ交付税を減らしましょうということまでにつながってしまうと大変なことになるので、同僚議員からもありましたけれども、職員採用のときには、この人の給与は本当にちゃんとしているだろうか、これは村長の決裁までいくわけですから、その辺のチェック機能というんですか、各担当課長、総務課長、それから調整監、村長と皆さんでチェックするわけですから、ちゃんとしておかないと、また後で、今、3年、5年ですよ、10年たってやったらもっと大きい金額になりますよ。それとその人は10年間低給で苦しむことになりますしね。一遍に遡及分とやった場合には、この何年間分の保険料とかの

支払いはどうなるかということもありますよ、この査定のやり方も非常に難しくなってくるんじゃないですか。これは過去の分をさかのぼって払ってくださいというふうになってくるわけでしょう、税金にしても、保険税にしても。ちょっとした数字に見えるけれども、そうじゃないですよ。やっぱり1円、2円とはわけが違いますからね、100万円、200万円になってくるとね。だからこうやって何回も議会で、同じことを何回も、ちょっと腹立つと思いますよ。言っているほうも腹が立ちますからね。言われたほうは、次回までに危機意識を持って、予算とかをつくるようにしてくださいね。もう決算書見るたびにいらいらするものだから見ないようにしているんですけどもね、余りにもひどすぎるから。この補正も、今、出ていますけれども、この補正が平成25年度決算で補正を組んだ分が不用額にならないようにしてください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

1点ほど、余りいじめてもあれですから、非常に少ない予算の中ですばらしいことがございます。積立でございますけれども、地方債の建設に1,000万円、それから財政基金に8,300万円、それからふるさと応援のほうに700万円、約1億円の積み立てをやっているというのは、私は非常に評価したいと思います。今まで叱ってきたんですけども、これだけは本当に、少ない予算でこれだけの積み立てができたことはすばらしいと思います。以上です。

（「進行」と言う者あり）

○ 議長（中村秀克）

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 平成25年度座間味村一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第38号 平成25年度座間味村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第39号 平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第39号 平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第40号 平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第40号 平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第41号 平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

9ページの旅費の説明をもう一度お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

細かい数字については、行き場所がはっきりしていないので出てはいないんですけども、これは委員が今16名おりますので、2回分ということで…、20名分。2回分というより、2回に分けて20名行くということで、今16名の、1回目に10名、そしてまた2回目も10名ということで、一度に全員行くことはちょっと無理だということで、場所を変えて2回ということで設定しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

まず頭に、建造委員会の旅費ですね。建造委員会は今16名なんですか。建造委員は何名ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

ただいまは14名なんですけれども、あと2名ふやすということで、今、委嘱状を準備して10月中旬に会を持ちますので、そのときに16名ということになります。ほぼ決定はしております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

この先進事例の視察だと思うんですけども、いつごろといつごろの、もちろん年度内ですよ、補正ですから。いつごろといつごろに予定をしているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

今年度についてはできるだけ、11月中旬から12月にかけて第1回、多分続けていくことは無理だと思うので、年明けてまた残りあと1回という形になると思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

わかりました。できれば、フェリーの建造だと思いますけれども、ついでに高速船も一度に見ることもできれば合理的だと思います。ぜひ進めてください。それでいろいろテーマを持ってですね、フェリーだったら貨物利用、それからお客さんの快適さ、そういったものもテーマを持って見てきたらいいと思います。

それからもう1点、これは補正というか、この数字には関係ないんですけども、6月議会で一度確認したかったんですけども、あえて確認しましょうね。きのうも話が出ましたけれども、フェリーのドックが4月中旬だと聞いています。それできのう、フェリーの船体に広告を打ったらどうかなという話なんですけれども、この4月中のですね、去る4月中旬、シーミーとかち合ったんです。それで船がない、郷友の人たちがクインで行こうとしていたら、「予約しましたか」「乗れません」ということで、大事な文化ですよ、行事。だからもちろんドックは予約は必要です。あと半年後、4月のものなんですけれども、今から来年のシーミーはいつごろかをちゃんと調査して、村民というか、在住の村民もエーカンチャー来るのを待っているんですよ、来られない。子や孫、親戚も来られないというのがあるので、ぜひこれを前もってシーミーはいつかということ調べて、ドックが重ならないようにぜひお願いします。数字とは関係ないですけども、これも6月に言おうと思っていただけども、ちょっと言いそびれて、よろしくお願いします。以上です、私からは。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

8ページです。事務費の中の、こちら5名分の給料が270万円来ているんですが、これはどうしてこんなに給料が上がっているのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

これは人事異動に伴うものだと思います。4月の異動に伴うものです。参事が行きましたので。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これはこんなに、270万円もとるんですか。5名分。（5）というのは5名分でしょう、これ。だからこれ、今のような事務費というのはこちらからどここの事務費ですか、今みたいに…。ああ、こちらと、那覇のほうも事務費の中に入っているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

那覇の職員も入っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

先ほども話をしたんですけれども、異動がありますね、例えば総務のほうから船舶に行く、これは給料が多くなっているわけですね、総務のほうは減にしないといけないんですよ、普通は。今、一步も動いていないですよ、給与は。ただ、異動したからこれだけというのは、総合的に考えてみたら考えられない話なんですよ。だからつじつまが絶対合わないですよ。例えば、民生のほうから船舶に行く、そのときに給料の差が5万円あった場合、こちらは1カ年の5万円を減にして、あちらは1カ年の増にやるのが本当であって、何もやらないで270万円も、270万円だったら大変ですよ、異動でそれだけというのは。絶対違っていると思うんですけれどもね、270万円というのは。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑にお答えいたします。実はですね、今回、再度給与の計算をし直しました。その際、各課、今回補正予算に出していただいているものがあるんですけれども、精査したところですね、確かに異動で減になっているところ、例えば民生の社会福祉費、それから保健衛生費、特に教育委員会の職員は180万円ほどの減にさせていただいております。その精査をした結果、航路の事務費、当初の算定が誤っていたかもしれませんが、このような数字を計上させていただくことになりました。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

今の説明でちょっとわかったような…。

それから10ページお願いしたいと思います。繰出金が800万円余りあるんですけれども、これは一般に繰り出しているわけですね、この理由は、何で繰り出しているのか説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

これは平成24年度からの繰越金が…、少しお待ちください。繰越金が平成24年度から1,752万7,000円ありまして、そのうち、今回、補正に必要な分をこの中で税に充てて、残り876万4,000円、

一般会計へ返すということで今組んでおります。こちらは繰り入れというよりも返すという感じのものになっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これは一般会計から何かやるたびにこれだけ借りているわけですね、今。繰り入れしているものだからこれを返したという意味ですか。そうなりますか。それはいいんですけども、今みたいに予備費の中でも、500万円予備費がありますよね。一般会計からたくさんお金を繰り出してやっているんですけども、これは返さなければいけなかったのか、そのまま残していたほうがよかったんじゃないかとも思うんですよ。また繰り入れしたりするものですから、今みたいに、今の800万円と500万円を残して、1,300万円、1,400万円近く、予備費などでそのまま残したら、次の一般の繰り出しがちょっと弱くなるんじゃないかと思うんですけども、どうしても返さないといけない金だったのか。だからこういうところはもう少し、どうせ、何千万円と、また一般会計を入れているんですよ、毎年、いつでも、決算時において。だから無理して返さなくてもいいんじゃないかなと思うんですけども、会計課長お願いします。

○ 議長（中村秀克）

金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

久々の質疑にお答えしますが、これは在任中最後かもしれません。ただいまの航路事業の一般会計への繰り出しの質疑ですけども、決算で剰余金が出まして、その剰余金が出たんですけども、かなり一般会計からの繰り出しをやってきていまして、最後まで収支調整したんですけども、ほかの会計をみたいには、ごく一桁ぐらいの繰越額にしようということだったんですが、ちょっと集計とかで1,000万円余りが出ましたので、これは航路事業のほうとは、剰余金が出た場合には、一般会計がこれまでかなりの繰り出しをしているので戻してくれということで戻しております。それで今後の推移でまた繰り出しをするんじゃないかということでしたが、平成24年度に比較して、フェリーと高速船の使用料が約1億円超えますけれども、これの支払いがもうなくなりましたので、今年の夏の乗船客の増加等で航路事業は経営状況が非常に好転しております。そういうことで、これだけを戻してもらっても今後の収支は大丈夫だろうという見込みで返していただくということにしております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

よくわかりました。繰り出しをやるときは、例えば900万円とびしゃっとあればいいんですけども、半端があるものだから、何か利がつくのかな、何かなと思って今やっているんですよ。彼らは500万円もそのまま置いているのに、何でここに半端がくるかと、900万円だったら900万円返してもらいたいものだけども、半端があるからちょっと聞いたんですよ、はい、終わります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第41号 平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第42号 平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。
これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

簡水の説明をお願いします。7ページの歳出、需用費に海淡の光熱費、それから役員費とあります。これはいつからいつまでのものを見込んでいるのでしょうか。

○ 議長(中村秀克)

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長(宮平正則)

今回補正したのは、実質今まで湯水がない場合においては自動運転で1日1回1時間ほど動かして、常に動いているようにやっていたんです。それが今回、湯水が始まりますので、ただ1カ月、何カ月も実績がありませんので、試算で来年3月までということを出してはいるんですけども、実績に基づいてではなくて、今、3週間ですか、動かした数値で出しております。24時間フルに動かすことを想定してこちらに計上しています。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

24時間フルに動かして、3月、いわゆる年度内いっぱいのを計上しているんですか。

○ 議長(中村秀克)

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長(宮平正則)

年度内ということ組んでおります。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

これは見込みで24時間フルで回して3月までということなので、これは見込みが正しければ、もう補正がないということですね。

○ 議長(中村秀克)

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長(宮平正則)

12月にもう1機完成する予定なんですけれども、そのときにはまだどれぐらいの割合で入ってくるかわ

かりませんので、これは補正、年明けてする可能性もあります。それはまた水事情によっても変わってきますので、そのときにまた対処していこうとは思っています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

今年度の事業の施設が早ければ早いで12月ぐらいから追加できるというのは聞いていますけれども、それはそれで当然、これとは別な、ただ今、現状ある運転しているものが3月までの見込みでこれだけだということですね、ありがとうございます。タイミング悪く、今、渇水時期で、10月1日から座間味島においては制限給水だということで張り紙されております。9時間でしたか、10時間。10時間の制限給水では、余り給水量の削減になるかどうかかわからないんですけれども、ただ、意識を改める、節水の意識を持たせるという意味では大事かなと思います。本当に水不足の島だということで、幾ら海水から水をつくっても間に合わないのは間に合わないと思いますけれども、ただ、意識を持たせる意味では節水の広告を強くお願いしたいと思います。以上で私、終わります。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

同じ7ページでございますけれども、こちらのほうに修繕費の400万円があるんですが、これは海淡のものでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

こちらにつきましては、これは400万円という中身なんですけれども、大まかなものとして、座間味ダムの取水ポンプですね、今、2機入っているんですけれども…、いえ、ダムの、原水を浄水場に揚げるダムからのポンプなんですけれども、これが1機壊れていまして、ずっと1機で揚げていたんです。これを今回、フルに揚げないといけないので、1機ではとても、潰れてしまうということで、73万7,000円かかるんですけれども、こちらと、あと座間味の中継ポンプ場、こちらなんですけれども、こちら2機入っておりますけれども、結局つくって何年かな、結局1機が完全に壊れてしまって、今回渇水前から調子が悪かったみたいなんです。これもずっとフルに動かしてきて、ちょうど補正、本当にそれを今回、議会前にこれはだめだということで、緊急でしたので、1機では、残り1機でやると、これももうだめになってしまうんですよ、交互運転しないといけないので。それがちょっと値段としては高いんですけれども、166万9,000円となっております。もう1機、こちらはまた阿嘉のほうなんですけれども、もう1機、この座間味中継ポンプ場のもう1機に関しても、このモーター自体は大丈夫なんですけれども、インバーターという大事な部分なんですけれども、こちらがもう寿命ということで、これも使っているうちに、こちらだめになったところが、まだインバーターが生きていたんですよ。この生きている部分をこちらに移して、今回、阿嘉の砂防ダム、向こうからも取水するということが決定しておりますので、向こうはもう既に、完全に、もともとだめだったんですよ、そこに取りつけて、阿嘉のほうの取水ポンプとして78万7,000円となっております。これが主な内容です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

よくわかりました。終わります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第42号 平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第43号 平成25年度座間味村下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

公営企業課長ごくろうさまで、もてますね。下水道、ユニック車の購入費で168万円計上されているんですけども、168万円でユニック車買えるんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

中のものについては中古なんですけれども、ただ、これは新車だと700万円から800万円かかるということで、到底購入できないということで、産業振興課と併用して、開いているときにごみ側から借りていたんですけども、それではとても間に合わない状態で、今相当たまっている状態になっています。それで急遽新車じゃなくて、写真こちらにあるんですけども…、大丈夫ですか。まだすごくいい車だということをお聞きしていますので中古になっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

わかりました。まさかね、新車がこの値段で買えるんだったら、みんな自家用車をユニックにしているんじゃないかなと。12月の議会でもた修理費が計上されないことを祈っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 平成25年度座間味村下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第43号 平成25年度座間味村下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第44号 平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第44号 平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第45号 平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第45号 平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第11. 議案第46号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これから質疑を行います。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

職員の定数条例の件についてでございますけれども、その理由といたしまして、介護予防の推進のために保健師の1人の採用をやるという。今、沖縄県におきましても、今年度長寿の復活として推進本部の発足をやっております。それで今、沖縄県が男が25位のほうから30位になっているわけですね。女が首位だったのが3位になって、これをもう一度、復活させるということで、県のほうも非常に力を入れているわけでございます。そしてまた本村におきましても3つの離島を控えておりまして、だんだん高齢化が進みまして、今阿嘉島におきましても、この前、敬老会をやったんですけれども、半分がもう老齢になっているんですよ。だからどうしても保健師が来て、いろいろと健康の管理をするなり、いろいろやるのは非常に素晴らしいことだと私は思っております。だからぜひとも、条例を制定しまして職員の皆さん頑張ってもらうようお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

この職員増なんですけれども、いつからの予定で、採用に当たってはどのようなふうにするんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

予定といたしましては、11月ごろをめどに考えておりまして、公募をする予定にしております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

先ほどの金城議員と同じく、健康増進のためには非常にいいことだと思います。ぜひ立派な職員を採用して、村民の健康管理に当たっていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

住民課長、教えてください。包括支援センターの職員というのは今現在何名いますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

今は1名、うちの課にいます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

主な仕事というのは、社協とかそういうところと、前かぶっていたような気がするんですけども、社協はほとんど職員がいないので必要性は大きくなってくると思うんですが、監査委員との連携とかも多分そこで図っていきながらやると思うんですけども、先ほど総務課長は公募でやると言っていましたけれども、専門的知識を持った人とか、そういう人たちでないといけないのか。それとも普通に一般職というか、どういう感じで対応するのか、その辺をちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

包括支援センターというのは保険者が設置をしなければいけないということで、平成18年度に法が改正されております。包括支援センターの職員は保健師または社会福祉士と決められておりまして、今保健師を臨時的に任用職員として採用しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

専門的知識を取得した人が入ってきて、いろいろ思料してくれるのはいいと思うんですけどもね、村内に果たしてそういう方がいらっしゃるかどうか。また外部から採用するのか、採用した場合に住宅の関係とかもあると思うんですが、その辺はどう考えていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいま包括支援センターの保健師は1人おります。公募いたしますが、1人という定数枠がございますので、住宅関係はまた民間のアパートを借りることになると思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

座間味村で職員採用が、専門の方を呼ぶときにちょっとどうかなと思うのは、やっぱり住宅なんですね。住宅がないところで、のっばらで、あんた自分でその辺、住んでおきなさいというわけにはいかないわけですよ。住宅もちゃんとしているかどうかもまた考えてやらないと、民間のアパートといってもほとんどない状態ですので、その辺もちょっと考えての採用のあり方を考えていただきたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第46号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第47号 座間味村船舶使用料徴収条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 座間味村船舶使用料徴収条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第47号 座間味村船舶使用料徴収条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第48号 座間味村有償バス運行条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

この条例の提案の理由、趣旨はわかるんですけども、この追加になった村長の使用料減免の許可のある者ということで、例えばどういったのがあるのか、例えばでいいので例を教えてくださいませんか。

○ 議長(中村秀克)

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長(宮平正則)

今回条例を提案させていただいた目的として、今、みつしまのほうで阿嘉島行きの島割運賃を実施しているんです、半額の。バスも同時に行おうと思ったんですけども、バスに関しては条例上の適用がなかったんです。今回、バスについても島、住民割引、これを実施しようと思っています。それで半額にして住民に御利用いただけたらということで提案しております。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

例えば座間味から阿真、座間味から阿佐とか、座間味から古座間味ビーチ、そういった路線に関してシマ

ンチュ割引、これは住民カード提出でやるんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

そういうことになります。カードの確認で料金半額ということで考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

この割引いた分の補てんは、何か、一括交付金か何かあるんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

補助はいただいているんですけども、その半額についてはその負担になると思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

そもそもこの有償バスについて、年間どれぐらいの経営上、赤字が出ているんですか。これをやることによって、もちろん村民と観光客の利用率が違うんですけども、どれぐらいの出費を見込んでいるんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

去年の実績があるんですけども、今、手元にちょっと資料がないんですけども、実質上、赤字経営となっています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

利用する側から、村民割引はとても趣旨はわかります。けれど余りにもサービスが過剰になって経営を圧迫したら、それが逆に村民に跳ね返ってくるわけで、そういったものも考慮しながらぜひやってほしいと思います。ただ、これについては村長が認める減免なので、例えば50%とか30%というのは書いていないから、当然条例でとると思うんですけども、あと規則か何か、状況を見ながらそういったバランスを欠くことがないようにしていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 座間味村有償バス運行条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第48号 座間味村有償バス運行条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第49号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

開けてすぐのものでございますけれども、このフェリーの名前とまたクイーンざまみのものが変わってきていますね、例えば高速船だったら高速船とか、内航路船だったら内航路船とかですね、括弧して名前を入れることはできないのかですね。これは条例に残るものですから、どういう船があったのかというのも、内航路というのは、例えばみつしまとありますよね、内航路船で。だから今みたいに高速船、括弧して、クイーンざまみとか、入れる方法が、やったほうがわかりやすいんじゃないかと思うんですけれどもね。

それから「内航路船の1, 460」を「内航路船2, 190」に改めると書かれているのが、これは意味が何なのかかわからないですね。ちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

今、船名に関してなんですけれども、括弧書きで入れると、また船が変わるたびに条例改正が発生するというので、フェリーの場合はあくまでも貨客船フェリーということで、名前が変わっても条例が変わることがないように、高速船は同様に名前が変わっても条例を触ることがないようにということで提案させていただきます。

そして内航路船の1, 460回というのは、これは阿嘉島間だけの、1日4回運航の360日分です。4月後半から渡嘉敷運航、阿波連運航を始めていますので、1日2便、それを合わせると1日6便になってしまうんです。その年間分ですね、運行回数になります。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

その点についてよくわかりました。第2条第3項にあるように、「たかつき、かしまを内航路船に改める。」とか、この「たかつき」と「かしま」が生きているような感じがあるんですよ、今の文句をやった場合には。非常に条例は面白いですよ、今みたいに「たかつき、かしまを内航路船に改める」、今、そこで削除して内航路船とすとかやればいいので、今生きているような感じ。だから結局はみんな同じですけども、文句の使い方というのは、非常にだから、そういうところは面白いですね。ここ、今、船がそこに

あるような感じがあるんですよ。だからそこは、その船とその船は削除して、内航路船に改めるというようなものもいいんじゃないかと思います。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第49号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これで午前の会議を閉じます。午後は1時30分から再開します。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第15. 報告第2号 平成24年度健全化判断比率の報告についてから、日程第18. 報告第5号 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況についてまでを一括報告とします。

本案について、村長の報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

午前中に引き続き、午後もよろしく願いいたします。

報告第2号

平成24年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成24年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	19.1	109.9
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

報告第3号

平成24年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成23年度資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮里 哲

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
航路事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

報告第4号

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（株式会社二一・ごまみ）の経営状況を次のとおり報告する。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

報告第5号

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（沖縄県町村土地開発公社）の経営状況を次のとおり報告する。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで村長の報告は終わりました。

日程第19．発議第14号 県産品の優先使用に関する決議についてを議題とします。

発議第14号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第14号は、提案理由を省略することに決定しました。

発議第14号

平成25年9月27日

座間味村議会

議長 中 村 秀 克 殿

提出者 座間味村議会議員

金 城 善 昇

賛成者 座間味村議会議員

金 城 弘 昭

県産品の優先使用に関する決議について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

県産品の優先使用に関する決議

県産品奨励運動は、県産品の需要拡大を図ることで、県内企業の育成強化と雇用拡大を促進し、もって県経済の活性化を推進することを目的として業界、行政及び消費者団体などが一体進めている事業であります。

本県は自立型経済の構築に向けて、昨年度「沖縄21世紀ビジョン基本計画」をスタートさせました。本計画における産業振興では、「ものづくり産業の振興」「県産品の販路拡大と地域ブランドの形成」といった地場産業振興に向けた事業を強く推し進めることになっています。

地場産業の根幹を狙うのは「県産品愛用です」。県産品愛用は地域経済の活性化と地域の雇用に大きく寄与しており、新たな振興計画の実現に向けて今まで以上に県民一定となって取り組む必要があります。

つきましては、われわれ産業界も生産技術及び向上に向けて、懸命に努力をしておりますので、本村においても、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用について、意識の高揚を図るとともに、啓蒙啓発に努めるよう決議する。

平成25年9月27日

沖縄県座間味村議会

これから発議第14号 県産品の優先使用に関する決議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第14号 県産品の優先使用に関する決議については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 発議第15号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書についてを議題とします。

発議第15号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第15号は、提案理由を省略することに決定しました。

発議第15号

平成25年9月27日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員
宮里 祐 司
賛成者 座間味村議会議員
大 城 晃

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」
のための意見書について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

沖縄県座間味村議会議長

(提出先)

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
農林水産大臣
環境大臣
経済産業大臣
衆議院議長
参議院議長

これから議第15号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議第15号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 発議第16号 道州制導入に断固反対する意見書についてを議題とします。

発議第16号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第16号は、提案理由を省略することに決定しました。

発議第16号

平成25年9月27日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員

大城 晃

賛成者 座間味村議会議員

金城 勝英

道州制導入に断固反対する意見書について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

道州制導入に断固反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちをささないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々本議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

沖縄県座間味村議会

あて先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）

内閣官房長官

総務大臣

内閣府特命担当大臣（地方分権改革）

道州制担当

これから発議第16号 道州制導入に断固反対する意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第16号 道州制導入に断固反対する意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 発議第17号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター
暫定配備期間延長に関する抗議決議についてを議題といたします。

発議第17号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御
異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第17号は、提案理由を省略することに決定しました。

発議第17号

平成25年9月27日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員

金城善昇

賛成者 座間味村議会議員

金城弘昭

県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター
暫定配備期間延長に関する抗議決議について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター
暫定配備期間延長に関する抗議決議

去る6月21日、在沖米軍第18航空団は、1月から米軍嘉手納基地に暫定配備しているF22ラプターの
配備期間延長を発表し、7月1日には、防衛省が、米軍普天間飛行場に追加配備されるMV22オスプレ
イ12機が山口県岩国飛行場での機能確認のための試験飛行実施後、普天間飛行場に移動すると発表した。
そして実際、7月30日に岩国基地に搬入し、間髪を入れず8月3日に普天間基地に2機を追加配備し、残
り10機については、5日午後に発生した宜野座村の米軍キャンプ・ハンセン訓練場内での米軍HH60救
難用ヘリコプターの墜落事故を受けて、配備を延期すると発表した。今後の配備については近い将来再開
するとしている。

オスプレイの県内配備については、その安全性に対する大きな疑念から沖縄県議会を初め、県内41市町
村議会の全てにおいてオスプレイ配備に抗議する決議が可決され、昨年9月9日には「オスプレイ配備に反
対する沖縄県民大会」が開催され、オスプレイ配備計画の即時撤回と普天間飛行場の閉鎖、撤去を求める決
議が採択された。

それにもかかわらず、日米両政府は、同年9月19日の日米合同委員会において「安全確保策」を正式合
意し、安全宣言を発表して、同年10月1日に普天間飛行場にオスプレイ12機を強行配備した。

しかし、同安全宣言は、「できる限り」、「可能な限り」などの米軍の恣意的運用を可能にする条件つきのもとなっており、オスプレイ配備後に沖縄県が飛行合意違反と指摘した318件について、防衛省は7月30日、「日米合意に違反する飛行の確証は得られていない」との検証結果を公表し、米軍が合意に基づき飛行していると繰り返し述べている。

このような状況下において、ラプター12機の暫定配備期間を延長した上に、さらにオスプレイ12機を追加配備することは、県民の思いを踏みにじる暴挙である。

現在、県民の騒音・環境問題等に対する怒りと不安、墜落への恐怖は払拭されておらず、余りにも県民の声を無視し続ける両政府の対応は、言語道断で到底容認できるものではない。

よって、本会は、県民の生命、安全及び生活環境を守る立場から、県内へのオスプレイ追加配備及び常駐化につながるラプター暫定配備期間延長に強く抗議するとともに、普天間飛行場の固定化に強く反対し、オスプレイ及びラプター全機の撤収と普天間飛行場の閉鎖・撤去を強く要求する。

以上、決議する。

平成25年9月27日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

沖縄防衛局長

駐日米国大使

在日米軍司令官

在日米軍沖縄地域調整官

在沖米国総領事

第18航空団司令官

これから発議第17号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第17号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 発議第18号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議についてを議題といたします。

発議第18号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第18号は、提案理由を省略することに決定しました。

平成25年9月27日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員

宮里祐司

賛成者 座間味村議会議員

大城 晃

米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議

8月5日午後4時ごろ、米軍キャンプ・ハンセン訓練場内で、嘉手納基地所属の米軍HH60救難用ヘリコプター1機が墜落炎上する事故が発生した。日米両政府がMV22オスプレイの追加配備を強行しようとしていることに対し、県民挙げて強い反対運動を行っているさなかのことである。

墜落現場は、宜野座村松田の住宅地から北西約2キロ離れた大川ダムの北端で、東側約1キロには沖縄自動車道が走っており、付近の松田区には保育所、幼稚園、小学校もあり、一步間違えば住民を巻き込む大惨事を引き起こしかねないものであり、県民に大きな不安と恐怖を与えている。

墜落したHH60救難用ヘリコプターについては、これまでもトラブルによる緊急着陸を起こしており、去る6月5日には東村高江の県道から250メートル離れた北部訓練場内に緊急着陸している。また、復帰後の米軍機の墜落事故は県が把握しただけで昨年末までに43件に上り、今年5月の沖縄本島東の米軍訓練海域上でのF15戦闘機の墜落事故や今回の事故を含めると復帰後45件の墜落事故が発生しており、1年に1回以上墜落事故を起こしていることになる。

本県では、これまで相次いで発生した戦闘機やその他の航空機による墜落事故等に対し、県議会をはじめ本会等関係機関が日米両政府に事故の原因究明と再発防止や航空機の安全管理の徹底等の申し入れを行っているにもかかわらず、墜落事故がまた発生したことは誠に遺憾である。

よって、本会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し断固抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 事故原因の究明、安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、県内における米軍HH60救難用ヘリコプターの飛行を中止すること。

3 機体の整備・保守点検体制を徹底的に見直して機体の安全管理と事故の再発防止に努めること。
以上、決議する。

平成25年9月27日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣
沖縄防衛局長
駐日米国大使
在日米軍司令官
在日米軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事
第18航空団司令官

これから発議第18号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第18号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議については、原案のとおり可決されました。

日程第24. 発議第19号 「消費税増税中止を求める意見書」についてを議題といたします。

発議第19号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第19号は、提案理由を省略することに決定しました。

発議第19号

平成25年9月27日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員

大城 晃

賛成者 座間味村議会議員
金城勝英

「消費税増税中止を求める意見書」について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「消費税増税中止を求める意見書」

安倍政権の経済政策により、株価の値上り、急激な円安が進行し、景気指数向上へ効果が出ていると報道されています。しかし、食料品やガソリンなどの値上げで私たちの暮らしは苦しくなる一方です。多くの国民は「景気回復」を実感しておらず、雇用情勢や個人消費も厳しい状況にあります。当該地域での経済の疲弊も甚だしく、失業率は目に見える改善もなく、中小企業の倒産・閉店にも歯止めがかかっていません。

参院選挙後の世論調査でも、「消費税の増税に反対」が増えており、「消費税が増税されれば店を閉めるしかない」「これ以上、どこを切り詰めて暮らせというのか」とかつてない切実な声が高まっています。

消費税はそもそも、低所得者ほど負担が重い税金です。この不況下で税率を引き上げれば、国民の消費はさらに落ちこみ、自治体内の地域経済は大打撃を受けます。価格に税金分を転嫁できない中小業者の経営を追い込み、消費税倒産や廃業が増えることは必至です。そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与えます。財政再建という点でも、1997年に消費税を増税したときの経験から、国全体の税収が減少することは明らかです。政府試算でも「消費税増税により本格的なデフレ脱却には時間がかかる」という結果が出ています。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

平成25年9月27日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

これから発議第19号 「消費税増税中止を求める意見書」についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第19号 「消費税増税中止を求める意見書」については、原案のとおり可決されました。

これで本定例会の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成25年第3回座間味村議会定例会を閉じます。

閉 会 (午後1時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 金 城 勝 英

署名議員 金 城 善 昇